

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（案）」の概要（22.7.8 報道資料）

1 区が主体となる計画

区市町村における特別支援教育体制の充実（案）

⇒全小中学校に「特別支援教室」を設置

（知的な遅れのない発達障がいの児童・生徒への新たな支援体制の整備）

2 計画期間

平成 23 年度～平成 28 年度（小学校を対象としたモデル事業）

3 趣旨

近年、特別支援教育への理解が進み、知的な遅れのない発達障がいの児童・生徒が学ぶ小学校・中学校の「情緒障害等通級指導学級」の利用者数・学級数が著しく増加しており、この傾向は今後も続くものと推測される。

現在の「情緒障害等通級指導学級」は、①学級の設置率に区市町村間の差があること、②一部の設置校では学級が大規模化していること、③児童・生徒や保護者に通学負担や在籍校の授業を抜ける不安があること、④在籍学級の担任と通級指導学級教員の緊密な連携が図りにくいこと、⑤通級指導（週 8 時間まで）では対応が困難な児童・生徒がいることなどの課題が浮き彫りになっている。

知的な遅れのない発達障がいの児童・生徒は、すべての学校・学級に在籍するものと推測されることから、第三次実施計画では「情緒障害等通級指導学級」の現状や課題、児童・生徒数の将来推計等を踏まえ、都教育委員会として、区市町村における特別支援教育の将来展望と体制整備方針を明らかにし、全都的な視点に立って新たな特別支援教育推進体制の構築を図る。

4 基本的な考え方

(1) 在籍校における支援体制を整備し、知的な遅れのない発達障がいの児童・生徒の適応の状態の改善に向けた指導内容・方法の充実を図る。

(2) 知的な遅れのない発達障がいの児童・生徒一人一人に適切な指導と支援を実現できる「重層的な支援体制」を確立し、個に応じた教育内容・方法のより一層の充実を図る。

5 計画の概要

第1層 「特別支援教室」 ＊在籍校における支援体制の整備	◆ すべての小学校・中学校に「特別支援教室」を設置する。 ◆ 必要に応じて「取り出し指導」を実施する。 ◆ 通級指導学級の教員による巡回指導を行う。 ★ 「子供が動く」から「教員が動く」へ
第2層 「通級指導学級」 (情緒障害等通級指導学級)	特別支援教室 モデル事業実施 (小学校対象) ↑ 巡回指導 ◆ 巡回指導の拠点となるとともに、従来どおりの教育機能（小集団指導）も維持する。
第3層 「固定学級」 (自閉症・情緒障害学級)	◆ 「自閉症・情緒障害学級」の計画的設置 ◆ 特別支援教室や通級指導学級における指導では障がいの状態の改善が困難と思われる児童・生徒を対象とする。

6 期待される効果

- (1) 知的な遅れのない発達障がいの児童・生徒にとって、在籍校で適切な指導と必要な支援が受けられる教育環境を整備することができる。
- (2) 学級担任と巡回指導教員の連携を強化し、指導内容・方法の充実を図ることができる。
- (3) 適切な就学を推進することができる。

7 今後の予定

9月まで 学校関係者、地元関係機関への説明

11月 第三次実施計画の決定・公表